**【養育費等債権の未払分のみを請求する場合】　　　　　　　　　　【記載例】１**

差　押　債　権　目　録

金●●●，●●●円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして，本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

１　毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の２分の１

ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

２　各期の賞与から１と同じ法定控除額を差し引いた残額の２分の１

ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

なお，上記１及び２により頭書金額に達しないうちに退職したときは，

３　退職金から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の２分の１にして，上記１及び２と合わせて頭書金額に満つるまで

差　押　債　権　目　録

金　　　　　　　　円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして，本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

１　毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の２分の１

ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

２　各期の賞与から１と同じ法定控除額を差し引いた残額の２分の１

ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

なお，上記１及び２により頭書金額に達しないうちに退職したときは，

３　退職金から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の２分の１にして，上記１及び２と合わせて頭書金額に満つるまで

**【養育費等債権の未払分と一般債権を請求する場合】　　　　　【記載例】２－１**

差　押　債　権　目　録

（請求債権目録（１）記載の債権について）

金●●●，●●●円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして，本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

１　毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の２分の１

ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

２ 各期の賞与から１と同じ法定控除額を差し引いた残額の２分の１

ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

なお，上記１及び２により頭書金額に達しないうちに退職したときは，

３　退職金から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の２分の１にして，上記１及び２と合わせて頭書金額に満つるまで

**【養育費等債権の未払分と一般債権を請求する場合】　　　　　【記載例】２－２**

差　押　債　権　目　録

（請求債権目録（２）記載の債権について）

金●●●，●●●円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして，本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

１　毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の４分の１

ただし，上記残額が月額４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

２ 各期の賞与から１と同じ法定控除額を差し引いた残額の４分の１

ただし，上記残額が４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

なお，上記１及び２により頭書金額に達しないうちに退職したときは，

３ 退職金から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の４分の１にして，上記１及び２と合わせて頭書金額に満つるまで

差　押　債　権　目　録

（請求債権目録（１）記載の債権について）

金　　　　　　　　円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして，本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

１　毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の２分の１

ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

２ 各期の賞与から１と同じ法定控除額を差し引いた残額の２分の１

ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

なお，上記１及び２により頭書金額に達しないうちに退職したときは，

３　退職金から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の２分の１にして，上記１及び２と合わせて頭書金額に満つるまで

差　押　債　権　目　録

（請求債権目録（２）記載の債権について）

金　　　　　　　　円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして，本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

１　毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の４分の１

ただし，上記残額が月額４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

２ 各期の賞与から１と同じ法定控除額を差し引いた残額の４分の１

ただし，上記残額が４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

なお，上記１及び２により頭書金額に達しないうちに退職したときは，

３ 退職金から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の４分の１にして，上記１及び２と合わせて頭書金額に満つるまで

**【養育費等債権の未払分と将来分を請求する場合】　　　　　　【記載例】３－１**

**※婚姻費用の未払分と将来分を請求する場合は，【記載例】３－２をご覧ください。**

差　押　債　権　目　録

１　金●●●，●●●円（請求債権目録記載の１）

２(１)　令和●年●月から令和●年●月まで，毎月●日限り，金●●，●●●円ずつ（請求債権目録記載の２の(１)）

(２)　令和●年●月から令和●年●月まで，毎月●日限り，金●●，●●●円ずつ（請求債権目録記載の２の(２)）

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして，本命令送達時に支払期にある分以降，頭書１及び２の金額に満つるまで

ただし，頭書２の（１）及び（２）の金額については，その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

１　毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の２分の１

　　ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

２　各期の賞与から１と同じ法定控除額を差し引いた残額の２分の１

　　ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

　なお，上記１及び２により頭書金額に達しないうちに退職したときは，

３　退職金から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の２分の１にして，上記１及び２と合わせて頭書金額に満つるまで

**【婚姻費用の未払分と将来分を請求する場合】　　　　　　　　【記載例】３－２**

差　押　債　権　目　録

１　金●●●，●●●円（請求債権目録記載の１）

２　令和●●年●月から離婚又は別居の解消に至るまでの間，毎月●日限り，金●●，●●●円ずつ（請求債権目録記載の２）

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして，本命令送達時に支払期にある分以降，頭書１及び２の金額に満つるまで

ただし，頭書２の金額については，その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

１　毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の２分の１

　　ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

２　各期の賞与から１と同じ法定控除額を差し引いた残額の２分の１

　　ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

　なお，上記１及び２により頭書金額に達しないうちに退職したときは，

３　退職金から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の２分の１にして，上記１及び２と合わせて頭書金額に満つるまで

差　押　債　権　目　録

１　金　　　　　　　　円（請求債権目録記載の１）

２

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして，本命令送達時に支払期にある分以降，頭書１及び２の金額に満つるまで

ただし，頭書２　　　　　　　　　の金額については，その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

１　毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の２分の１

　　ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

２　各期の賞与から１と同じ法定控除額を差し引いた残額の２分の１

　　ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

　なお，上記１及び２により頭書金額に達しないうちに退職したときは，

３　退職金から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の２分の１にして，上記１及び２と合わせて頭書金額に満つるまで

**【養育費等債権の未払分と将来分並びに一般債権も請求する場合】【記載例】4－1**

差　押　債　権　目　録

（請求債権目録（１）記載の債権について）

１　金●●●，●●●円（請求債権目録（１）記載の１）

２(１)　令和●年●月から令和●年●月まで，毎月●日限り，金●●，●●●円ずつ（請求債権目録（１）記載の２の(１)）

(２)　令和●年●月から令和●年●月まで，毎月●日限り，金●●，●●●円ずつ（請求債権目録（１）記載の２の(２)）

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして，本命令送達時に支払期にある分以降，頭書１及び２の金額に満つるまで

ただし，頭書２の（１）及び（２）の金額については，その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

１　毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の２分の１

　　ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

２ 各期の賞与から１と同じ法定控除額を差し引いた残額の２分の１

　　ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

　なお，上記１及び２により頭書金額に達しないうちに退職したときは，

３ 退職金から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の２分の１にして，上記１及び２と合わせて頭書金額に満つるまで

**【養育費等債権の未払分と将来分並びに一般債権も請求する場合】【記載例】4－2**

差　押　債　権　目　録

（請求債権目録（２）記載の債権について）

金●●●，●●●円

　債務者が第三債務者から支給される下記債権にして，本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

１　毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の４分の１

ただし，上記残額が月額４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

２　各期の賞与から１と同じ法定控除額を差し引いた残額の４分の１

ただし，上記残額が４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

なお，上記１及び２により頭書金額に達しないうちに退職したときは，

３ 退職金から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の４分の１にして，上記１及び２と合わせて頭書金額に満つるまで

差　押　債　権　目　録

（請求債権目録（１）記載の債権について）

１　金　　　　　　　　円（請求債権目録（１）記載の１）

２

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして，本命令送達時に支払期にある分以降，頭書１及び２の金額に満つるまで

ただし，頭書２　　　　　　　　　の金額については，その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

１　毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の２分の１

　　ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

２ 各期の賞与から１と同じ法定控除額を差し引いた残額の２分の１

　　ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

　なお，上記１及び２により頭書金額に達しないうちに退職したときは，

３ 退職金から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の２分の１にして，上記１及び２と合わせて頭書金額に満つるまで

差　押　債　権　目　録

（請求債権目録（２）記載の債権について）

金　　　　　　　　円

　債務者が第三債務者から支給される下記債権にして，本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

１　毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の４分の１

ただし，上記残額が月額４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

２　各期の賞与から１と同じ法定控除額を差し引いた残額の４分の１

ただし，上記残額が４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額

なお，上記１及び２により頭書金額に達しないうちに退職したときは，

３ 退職金から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の４分の１にして，上記１及び２と合わせて頭書金額に満つるまで